

令和元年10月から  
「幼児教育・保育の無償化」が始まりました

① 幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの保育料が無償化になります。

- 【幼稚園】
- ・満3歳から5歳児（小学校就学前）まで対象
  - ・月額 2万5700円まで無償化
  - ・入園料は入園初年度に限り、月額に換算して無償化
  - ・給食費、冷暖房費、教材費、制服代、後援会費などの費用は、これまで同様に利用者負担となります。

② 共働き世帯など保育が必要な家庭は、幼稚園の預かり保育の利用料が無償化となります。

- ・保護者が仕事や出産、病気などで保育が必要と認められる子どもが対象。
- ・利用料が、月額 1万1300円まで無償化になります。  
(利用日数×450円までが月の上限の基準です。)

※満3歳になった日から満3歳後の最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象となります。  
利用料が、月額1万6300円までが無償化になります。

- ・保育が必要な家庭で、預かり保育の利用を予定している場合も申請をお願いします。

① 幼稚園の保育料の無償化をうけるための申請（すべての子ども）

【様式①】



子育てのための施設等利用給付認定申請書（新1号）

（幼稚園の利用に必要な認定を行います）

② 共働き世帯など保育が必要な家庭の方で、幼稚園の預かり保育を利用し利用料の無償化をうけるための申請（対象者のみ）

【様式②】



子育てのための施設等利用給付認定申請書（新2号）

（保育が必要な認定を行います）

【様式③】



子育てのための施設等利用給付認定申請書（第3号）

（保育が必要な認定を行います）（非課税世帯のみが対象となります）

【保育が必要な要件】・・・保護者の状況がいずれかに該当

- ① 就労している。
- ② 出産の前後である。（ただし、入所期間は出産予定日の前後3ヶ月。）
- ③ 病気にかかっている。障がいをもっている。
- ④ 家族の看護や介護にあっている。
- ⑤ 災害の復旧にあっている。
- ⑥ 求職活動中である。  
（入所期間は3ヶ月以内。就労決定の場合は継続可能。）
- ⑦ 就学中である。
- ⑧ 社会的養護が必要である。
- ⑨ 入園児以外の児童を対象として育児休業中、または入園児以外の1歳未満の児童を育児中である。
- ⑩ その他、保育が必要と認められる場合。

※保育が必要な要件に応じて、必要な書類があります。  
別紙をご確認ください

※八代市外に居住する方は、居住される市町村での手続きとなります。